

第8編 遺伝子資源の確保方策

第1章 遺伝子資源の重要性

本編は、他の各編の内容が主として「わが国の豚の改良増殖」に直接係ってきた歩みを中心に記述しているのに対し、広く各動物を対象とし、いささか異なった視点からの記述となっているが、最近のバイオテクノロジーの進歩や基礎科学の急激な発達が進未来において養豚の発展にも大きく影響を及ぼすことは必定であると考えられるので、この事業の概要を記録にとどめておきたい。

第2章 遺伝子資源の確保に関する国の各種方策

1. 遺伝子資源特別部会（科学技術庁）の設置

昭和58年4月26日、科学技術庁長官（安田隆明氏）は資源調査会長（藤巻恒雄氏）に対し、「遺伝子資源としての生物の確保対策について」の諮問を行った。

諮問の趣旨（一部略）は、「資源の総合的利用を推進するためには、科学技術の成果を活用し、既存の資源の有効利用、新資源の開発利用等を推進することが重要であるが、近年著しく発展しつつあるライフサイエンスは、保健・医療、農林水産業、鉱工業、エネルギー、環境保全等幅広い応用を可能とするものであり、資源節約の解決のための手段として期待される場所は極めて大きい（中略）。

わが国の遺伝子資源としての生物の収集、確保については、最近その重要性が認識され、具体的な探索および研究が行われるようになってきているが、未だ緒についた段階であり、収集確保すべき生物の選定、収集方策、収集した生物の効率的な保存体制、収集した生物および情報の提供体制、国際協力の在り方等について、長期的総合的観点に立って、早急に明かにする必要がある」というものであった。

この諮問を受けて、科学技術庁は昭和58年（1983年）6月21日付をもって資源調査会専門委員に任命された（内閣総理大臣任命）専門委員をもって下記の「遺伝子資源特別部会」を構